

複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電モデル事業について

神奈川県では、太陽光発電の普及を図るため、住宅用太陽光発電への補助件数の大幅な拡大に加え、かながわソーラーバンクシステムや県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業など、「神奈川モデル」と言える取組を進めてきたところです。

県がこうした取組を進めるなか、本日、ソフトバンクグループ(ソフトバンクモバイル(株)、SBエナジー(株))が、複数住宅の「屋根貸し」による太陽光発電モデル事業を開始することになりました。

このモデルは県と連携して調整を進めてきたもので、県民の皆さんが太陽光パネルの設置を申し込むと、費用負担なしで事業者が設置し、20年間にわたり賃借料が入るといった画期的なものであります。

1 経緯

- 太陽光発電の普及を加速させるためには、自己負担なしで住宅に設置できる仕組みが必要ですが、現在の固定価格買取制度では、10kW未満の住宅用設備の場合、発電した電力は「余剰買取」となってしまいます。
- このため、国に対して、複数住宅の「屋根貸し」に「全量買取」を適用するよう強く要請してまいりました。
- 本県の要請を受け、経済産業大臣が検討することを表明し、本年の6月に公布された「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」において、複数住宅の「屋根貸し」事業が位置づけられ、「全量買取」が適用されることになりました。
- その後も、経済産業省と電力系統への連系協議と設備認定に関する手続等について、県とソフトバンクグループ等と連携し調整を行ってきたところです。

2 今後の県の取組

- 今回、ソフトバンクグループが、先鞭をつけたことにより、同様の取組を他の企業も始め、また、更に新たなアイデアが出てくることも期待されます。
- 県としては、こうした新たなビジネスモデルを積極的に広報し、多くの県民の皆さんにご利用いただき、太陽光発電の普及を一気に加速させたいと考えております。

(問い合わせ先)

神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部
太陽光発電推進課

課長 山口 電話 045-210-4101
副課長 小碓 電話 045-210-4102